

新県庁舎整備に係る工事発注の考え方について

1. 工事の発注区分について

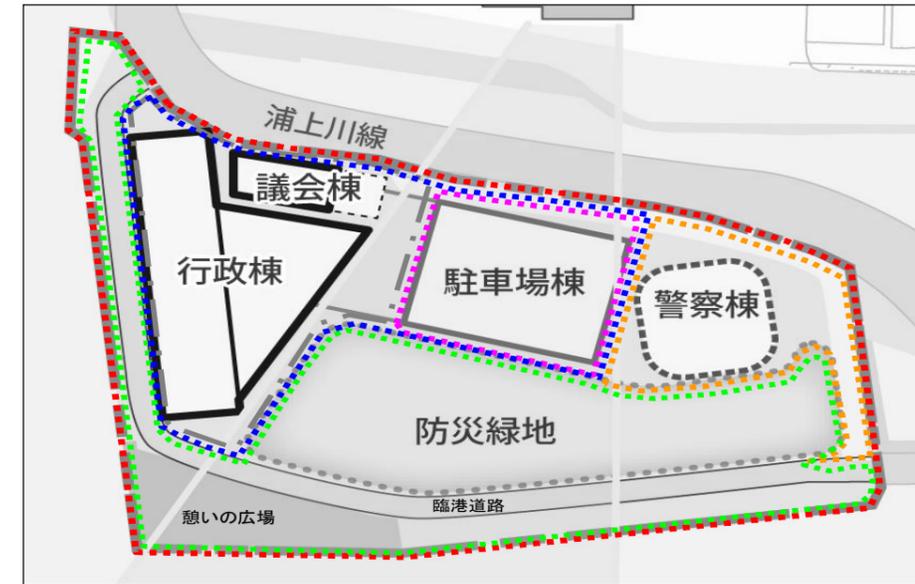
- (1) 建築工事は、通常の県発注工事と同様に、棟別（行政棟、議会棟、警察棟、駐車場棟）の発注とする。〔図1〕
- (2) ただし、行政棟の建築工事のうち、躯体工事については、執務エリアと県民協働エリアの境界で分割して、別の工区（二つの工区）として分割発注とする。〔図2〕
- (3) 行政棟の建築工事のうち、内部仕上げ工事については、執務室内の簡易な間仕切り壁や書架等のユニット工事等を（2）から分離して、ユニット内装分離として発注する。〔図3〕
- (4) 設備工事（電気設備や空調設備、給排水衛生設備など）についても、通常の県発注工事と同様に、建築工事から分離して各々発注する。なお、具体的な発注区分は、最近の大型工事の発注事例を参考にしながら今後検討する。
- (5) 外構工事については、実施設計の内容等を考慮し、具体的な発注区分を今後検討する。

2. 工事の発注区分の考え方

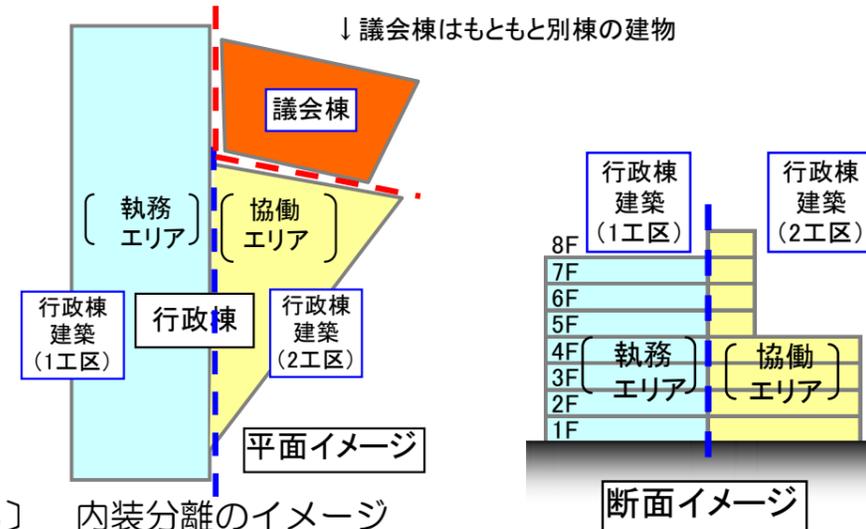
- (1) 工事発注においては、品質の確保を大前提とした上で、県内企業の参加機会の拡大（注1）や建設工事の工期短縮（注2）などに配慮した発注区分とする。
 - (2) 行政棟については、規模（延べ面積）が大きく、各棟の中で最も長い工期であり、工区分割を行えば工期短縮につながることで、また平面計画においても、執務エリアと県民協働エリアが明確に区別できることや鉄筋コンクリート造の低層の庁舎（8階建）となり、工区分割による施工をしても品質確保が可能であること等（注3）を考慮し、行政棟の建築工事を二つの工区に分割する。
 - (3) 内装分離は、建物内部の床壁天井などの内装工事が仕上がった後に、ユニット内装である簡易な間仕切り壁等を施工することで、躯体工事などとの工事範囲や工期の調整が円滑にでき、品質の確保にも優れているため、ユニット内装分離の発注とする。
- なお、基本構想策定時点では、内部仕上げ工事の全てを躯体工事から分離発注するスケルトン内装分離を想定していたが、以下の理由等によりユニット内装分離の発注とする。
- 今回の設計内容や試行等工事の検証結果（注4）から、スケルトン内装分離では、工程や工法、材料等の綿密な調整やそのための調整方法の確立を行わなければ品質の確保が困難であること。
 - 今後ワークプレイス設計で執務室内の部長室や会議室等の簡易な間仕切り等の設計を行うこととしており、ユニット内装分離の工事等については、スケジュール上、別途発注とする必要があること。

※注1～注4は次頁へ記載

〔図1〕 新県庁舎の配置図



〔図2〕 行政棟の建築工事の分割発注のイメージ



〔図3〕 内装分離のイメージ

スケルトン内装分離イメージ

①躯体工事完了イメージ

②内装工事完了イメージ

完了部分
・躯体工事(構造体の床、柱、はり、外部サッシ等)

躯体工事から内装工事にバトンタッチ

完了部分
・内装工事(仕上げの床、壁、天井、内部ドア等)

ユニット内装分離イメージ

ユニット間仕切りイメージ

書架イメージ

ユニット内装分離は、内装工事(在来工法の床、壁、天井の仕上げ)が完了した後に取り付ける間仕切りや書架などを分離して発注を行う

〈基本構想策定時点の発注の考え方〉



〈今回の発注の考え方〉

◇注釈

注1：発注金額が1件あたり19.4億円以上（H24.4.1～H26.3.31）の建設工事は、WTO 政府調達協定の対象（以下「WTO 対象」という）となり、工事施工業者について地域要件（長崎県内企業指定等）を付加できない。一つのWTO 対象工事を分割した場合には、分割した各々の工事もWTO 対象工事となるものの、発注件数が増えるため、県内企業の参加機会の拡大につながる。

注2：耐震性に劣る現県庁舎の耐震化を促進するため、新県庁舎の建設は喫緊の課題である。新県庁舎では、棟別では、規模が大きい行政棟が最も長い工期であり、行政棟の工期短縮を行うことで全体の工期短縮につながる。

注3：基本構想策定時点（平成23年3月）では、行政棟は高層の庁舎（16階～18階）を想定しており、躯体工事を工区分割すると建物の根幹にかかる性能（耐震、雨漏り等）に瑕疵が生じる恐れが高くなるため分割は困難としていたが、基本設計（25年1月）では、低層の庁舎（8階）となり、躯体工事を二つの工区に分割して施工しても、十分な調整を行うことで建物の根幹にかかる性能確保は可能となり、建物の品質確保が図られる。

注4：試行等工事を以下のとおり実施し、検証結果を取りまとめた。

①建築工事を躯体工事と内装工事に分離して発注

工事名：虹の原特別支援学校高等部多目的室新築工事（平成23年度）

検証結果：床面積も小規模であり、綿密な調整を行うことで品質の確保ができたが、大規模で、複数のスケルトン内装分離工事で分離されれば、通常の調整方法では品質確保が困難であり、工程や工法、材料等の綿密な調整、及び、調整方法の確立が必要。

②1棟の建物を二つの工区の建築工事に分割発注

工事名：県立総合運動公園新陸上競技場建設工事（平成22～24年度）

検証結果：工程や工法、材料等について留意しながら工区間の調整を行い、別途発注の設備工事等とも綿密な調整を行うことにより品質を確保した。